

回答書

回答日： 令和8年7月14日

担当課： 議事庶務課

物品番号：第18号

物品名： 草津市議会議場システム機器部分更新（賃貸借）

	質疑事項	回答
1	賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務（物件の搬入、設置等）について、当該業務を発注者から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。	自ら実施することが事実上困難な物件の搬入・設置等の付随業務については、受注者の責任において、物件の売主等の履行補助者（再委託先）に実施させることは差し支えありません。
2	前の質問のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が発注者より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を発注者から受託するのではなく、発注者の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないでしょうか。（当社の発注は法的には再委託にはなりません、再委託の場合（前の質問）と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよろしいでしょうか。）	法令上の規制により受注者が直接請け負うことができない業務が含まれる場合、受注者の責任と費用負担において、仕様書を満たす能力を有する物件売主等に当該業務を適切に発注（手配）し、履行させることで差し支えありません。ただし、当該業務の不履行や瑕疵に関する責任は、すべて受注者が負うものとします。
3	本件、長期継続契約との事ですが、万一、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点における残賃借料について別途協議頂けますでしょうか。	契約書（案）第23条に基づき対応いたします。 （翌年度以降の契約） 第23条 賃借人は、この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該契約に係る賃借人の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、賃貸人と協議のうえ、この契約を変更し又は解除できる。 2 前項の規定により契約を解除したことにより賃貸人に損害があるときは、賃貸人はその損害の賠償を賃借人に請求することができる。
4	予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか。	予算減額の影響により、解約となった過去案件はございません。
5	契約書の条文において、受注者の帰責によらない任意解約規定があると想定して、その任意解約規定により契約変更や契約解除となり残期間の残賃借料が残存する場合、同変更・解約の事由が受注者の責任に起因しない場合には、残賃借料のご負担につきまして別途協議をいただけますでしょうか。	契約書（案）第24条に基づき対応いたします。 （定めのない事項の処理） 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令（草津市の条例等を含む。）の定めるところによるもののほか、賃貸人と賃借人とが双方協議の上処理するものとする。
6	動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が破損した際の修理費用や、滅失して契約が継続できない場合の残賃借料については、別途協議いただけますでしょうか。	原則として契約書および契約約款の定めによるものとなりますが、契約書等に明記のない予期せぬ不可抗力による損害等の対応については、必要に応じて発注者と受注者で別途協議するものといたします。
7	物件に付保する保険は、一般的な動産総合保険（リース開始からリース終了まで、物件金額相当額を一定割合低減させる方式にて物件単位で保険金額を設定）への加入でよろしいでしょうか。	ご案内の一般的な動産総合保険（リース期間中、物件の法定耐用年数や経過年数等に応じて保険金額を低減させる方式）への加入で差し支えありません。なお、保険料についてはすべてリース料（賃賃借料）に含めるものとし、万が一の事故の際の保険金請求手続き等はすべて受注者において行うものとします。

	質疑事項	回答
8	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日について別途協議いただけますでしょうか。（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）	契約書(案)第24条に基づき対応いたします。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人との双方協議の上処理するものとする。
9	本件にて利用予定の賃貸借契約書のひな形がございましたら、入札前にいただけますか。	契約書(案)を添付します。
10	落札後、発注者所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議いただけますか。	協議することは可能ですが、契約書の提出期限内に契約書を提出いただく必要がありますので、ご注意ください。
11	リース資産の固定資産税については、原則はリース会社が納税義務者となりますが、無償譲渡の所有権移転ファイナンスリースの場合は、実質的な所有権が賃借人にあるとみなされ、賃借人が納税義務者となるという認識でよろしいでしょうか。	賃借人である市は非課税ですが、お見込みのとおりです。
12	契約書案をご提示していただけますでしょうか。	契約書(案)を添付します。
13	契約書(案)をご提示いただけますでしょうか。	契約書(案)を添付します。
14	メーカーの生産遅延等の不測事態が発生し、納期遅延となった場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますか。	契約書(案)第24条に基づき対応いたします。 (定めのない事項の処理) 第24条 この契約書に定めのない事項については、法令(草津市の条例等を含む。)の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人との双方協議の上処理するものとする。
15	過去に予算の削減又は削除によって契約を解除したことはありますか。また、中途解約がある場合、受注者が被る損害について別途協議頂くことは出来ますか。	予算減額の影響により、解約となった過去案件はございません。なお、予算減額に伴う中途解約がある場合、契約書(案)第23条に基づき対応いたします。 (翌年度以降の契約) 第23条 賃借人は、この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該契約に係る賃借人の予算額が前年度と比較して減額され、又は予算がない場合は、賃貸人と協議のうえ、この契約を変更し又は解除できる。 2 前項の規定により契約を解除したことにより賃貸人に損害があるときは、賃貸人はその損害の賠償を賃借人に請求することができる。

貸貸借契約書（案）

契約番号	第 18号
品名 仕様および数量	品名：草津市議会議場システム機器部分更新（賃貸借） 仕様：仕様書のとおり 数量：仕様書のとおり
契約金額	月額 円 注：上記の金額には取引に係る消費税及び地方消費税が含まれている。
納品期限	令和8年9月30日
契約期間	契約締結日から令和13年9月30日まで （地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
リース期間	令和8年10月1日から令和13年9月30日まで
設置場所	仕様書のとおり
契約保証金	免除

上記の賃貸借について、賃借人と賃貸人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により賃貸借契約を締結する。

この契約を証するため、この契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

賃借人 草津市草津三丁目13番30号
草津市長 橋 川 渉

貸貸人

(総則)

第1条 賃貸人は、その所有する頭書に定める物品（以下「物品」という。）を頭書に定める内容により賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借するものとする。

2 賃貸人は、この契約書または頭書に明記されていない事項であっても、本件業務の性質上当然必要なものは、賃借人の指示に従い、賃貸人の負担でこれを処理しなければならない。

(賃料等の支払い)

第2条 賃貸人は、毎月賃借人が別に指示する方法により頭書に定める表記契約金額（以下「賃料等」という。）の月額を翌月に請求し、賃借人は、賃貸人から提出された適法な支払請求書を受領した日から30日以内に賃料等を支払うものとする。

なお、使用開始日および使用終了日が月の途中である場合は、次式により算出した金額とする。

月額料金（契約金額）×その月の使用日数÷暦日数（円未満切り捨て）

(債権の譲渡)

第3条 賃貸人は、この契約に基づいて賃借人の使用中の装置に債権その他の担保権を設定してはならない。

(権利義務譲渡の禁止)

第4条 賃貸人は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡または承継してはならない。ただし特別な理由がある場合で、事前に書面により賃借人の承認を受けた場合は、この限りでない。

(再委託または下請の禁止)

第5条 賃貸人は、本件業務を第三者に再委託し、または請負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、事前に書面により賃借人の承認を受けた場合は、この限りでない。

(所有権の表示)

第6条 賃貸人は、装置に自己の所有物である旨および管理責任者の表示をすることができる。

(保険)

第7条 賃貸人は、装置につき賃貸借期間中継続して、賃貸人を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。

2 賃借人は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じた場合は、直ちに通知しなければならない。

3 賃借人は、保険事故により保険会社から賃貸人に支払われた保険金の限度内において、賃貸人に対する賠償金の支払い義務を免れるものとする。

(装置の使用管理)

第8条 賃借人は、賃貸人の書面による承諾を得なければ、物品を表記設置場所以外に移転してはならない。

2 賃借人は、善良なる管理者の注意をもって装置を管理しなければならない。

3 賃貸人は、賃借人の故意または重大な過失によって装置の機能が低下し、または損傷したことによって損害を被った場合は、賃借人と賃貸人が同意して選出した第三者の損害に対する評価に基づき、賃借人に対してその賠償を請求することができる。

4 賃借人は、装置を第三者の権利の目的物とすることはできない。

(事故発生時の報告義務)

第9条 賃貸人は、本件業務を遂行する上で、事故等の発生により、本件業務の履行に支障を生じ、または生じるおそれがあると認める場合は、速やかにその事由を付して賃借人に報告しなければならない。

2 賃貸人は、前項の事故等が発生した場合は、即時に原因究明の調査および回復作業を行い、その状況を適時賃借人に報告しなければならない。

3 賃貸人は、前項の回復作業を行う場合は、賃借人の業務、事務等に支障のない方法を講じなければならない。この場合に必要な費用は、賃貸人の負担とする。ただし、事故等の原因が賃借人の責に帰すべき場合は、この限りでない。

(立入権および秘密保持)

第10条 賃貸人は、本件業務の遂行のため装置の据付場所に立入ることができる。

2 賃貸人は、前項の立入に際して得た業務上の秘密を、いかなる理由があっても第三者に漏えいしてはならない。

3 前項の規定は、この契約の終了または解除後であっても有効に存続する。

(物品の現状変更)

第11条 賃借人は、賃貸人の書面による承諾を得なければ、物品に他の物品を付着させまたは改造、模様替え、性能、機能、品質を変更させてはならない。

(物品の定着)

第12条 賃借人は、賃貸人の書面による承諾を得なければ、物品を不動産に定着させてはならない。

2 賃借人は、前項の承諾を得る際に、不動産の所有者等から、物品を不動産に附合させない旨の承諾書または証明書を、賃貸人の承諾を得るための書面に添付するものとする。

(危険負担)

第13条 装置の返還までに生じた装置の滅失および毀損についてのすべての危険は、賃借人が負担するものとする。ただし、通常の損耗または磨耗はこの限りでない。

2 賃借人は、装置が毀損したときは、賃貸人の選択にしたがい、自己の費用で次の各号に定めるとおりにしなければならない。

(1) 装置を完全な状態に復元または修理すること

(2) 装置と同等な状態または性能の同種物品と取替えること

3 装置が滅失（修理不能または所有権の侵害を含む。）したときには、賃借人は、賃貸人と協議して定める規定損害金額を賃貸人に支払うものとする。

(変更の契約)

第14条 賃借人は、必要がある場合は、この契約の内容を変更することができるものとする。ただし、この場合賃借人は、事前に書面をもって賃貸人に通知するものとする。

2 前項において、この契約の内容を変更する必要がある場合は、賃借人、賃貸人双方協議の上書面によりこれを定める。

(契約の解除)

第15条 賃借人または賃貸人は、次に掲げる一の事由が生じた場合は、催告をしないでいつでもこの契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 賃借人または賃貸人が、契約上の義務を履行しない場合、または履行する見込みがないと認められた場合。

(2) 賃借人が、この契約に違反した場合。

(3) この契約に違反し、賃借人が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、賃貸人がその違反を是正しないとき。

(4) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、賃貸人が法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（以下この号において同じ。））または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。））であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 賃貸人が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

（違約金等）

第16条 賃借人は、前条により契約が解除された場合は、賃貸人に対して賃料等の100分の10に相当する金額（円未満の端数が生じた場合は、円未満を切り捨てた額とする。）を違約金として請求することができる。ただし、賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。また、違約金の請求は、損害賠償の請求を妨げない。

2 賃貸人は、この契約により賃借人に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を賃借人の指定する期限内に賃借人に納付しない場合は、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対し、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で算出した金額（円未満の端数が生じた場合は、円未満を切り捨てた額とする。）を延滞金として、併せて賃借人に納付しなければならない。

（損害賠償責任）

第17条 賃貸人は、次に掲げる一の事由が生じた場合には、直ちにその損害を賃借人に賠償しなければならない。

（1）賃貸人がこの契約に違反し、賃借人に損害を与えた場合。

（2）第15条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、賃貸人が賃借人に損害を与えた場合

（損害賠償）

第18条 賃借人または賃貸人は、本件業務の遂行に伴い故意もしくは過失によって損害が生じた場合は、それぞれ賠償の責を負うものとする。

（損害のために必要となる経費の負担）

第19条 本件業務に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要となる経費は、賃貸人が負担するものとする。ただし、その損害が賃貸人の責に帰すべきものでない場合は、この限りでない。

（債権債務の相殺）

第20条 賃借人は、この契約に基づき賃貸人から賃借人に支払うべき債務が生じた場合は、賃貸人が賃借人に対して有する賃料等請求権およびその他の債権と相殺し、なお、不足がある場合賃貸人はその不足額について、賃借人の指定する期限内に賃借人に納付しなければならない。

（談合行為等に対する措置）

第21条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約およびこの契約に係る変更契約による契約金額（単価契約の場合は支払金額）の10分の1に相当する額を、賠償金として、賃借人に支払わなければならない。この契約による物品の納品が完了した後においても同様とする。

（1）公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下第2号までにおいて「法」という。）第2条第6項の不当な取引制限をし、法第3条の規定に違反する行為がある、またはあったとして、法第7条第1項もしくは第2項（法第8条の2第2項および法第20条第2項において準用する場合を含む。）、法第8条の2第1項もしくは第3項、法第17条の2または法第20条第1項の規定による命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、賃貸人が法第2条第6項の不当な取引制限をし、法第3条の規定に違反する行為がある、またはあったとして、法第7条の2第1項（同条第2項および法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令が確定したとき。

（3）この契約に係る入札に関して、賃貸人（賃貸人が法人である場合にあつては、その役員または代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3の規定による刑が確定したとき。

（4）その他この契約に係る入札に関して、賃貸人が前3号の規定による違法な行為をしたことが

明白となったとき。

2 前項に規定する場合においては、賃借人は、契約を解除することができる。この場合における契約解除に係る違約金の徴収については、第16条の規定を準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、賃借人に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(合意管轄)

第22条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、賃借人の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(翌年度以降の契約)

第23条 賃借人は、この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該契約に係る賃借人の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、賃貸人と協議のうえ、この契約を変更し又は解除できる。

2 前項の規定により契約を解除したことにより賃貸人に損害があるときは、賃貸人はその損害の賠償を賃借人に請求することができる。

(定めのない事項の処理)

第24条 この契約書に定めのない事項については、法令（草津市の条例等を含む。）の定めるところによるもののほか、賃借人と賃貸人とが双方協議の上処理するものとする。

(契約履行の原則)

第25条 賃借人および賃貸人は、この契約を忠実に履行しなければならない。